

平成29年度第3回射水市障がい者総合支援協議会 次第

と き：平成30年2月27日(火)午後1時30分～

ところ：射水市役所本庁舎 2階202会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 第5期射水市障害福祉計画（素案）についてのパブリックコメント実施結果

資料1

(2) 第5期射水市障害福祉計画（案）

資料2

(3) その他

4 閉 会

第 5 期射水市障害福祉計画（素案）についてのパブリック・コメント実施結果

1 意見募集期間等

- (1) 募集期間 平成 30 年 1 月 4 日（木）～平成 30 年 1 月 31 日（水）
 (2) 意見の件数 5 件
 (3) 意見提出者数 2 人（内訳：市民 2 人）

2 質問等の概要

No	項目	意見等の概要	市の考え方	修正の有無
1	【P3】 2 計画の位置づけ	・障害者総合支援法第 88 条第 1 項 ・児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項 ・障害者総合支援法第 88 条第 6 項 上記について、法ごとにまとめると理解しやすいのではないか。	国・県の策定基準に添った表記としています。	無
2	【P7】 (1) 身体障がい児・者の状況	潜在的障がい児をなくし、開かれた計画を作るため、障がいの種別別身体障がい児・者の状況数値は、身体障がい児の内数を明記することも重要ではないか。 また、すべての障がい者が信頼のある情報を気軽に入手できる仕組づくりも必要でないか。	潜在的障がい児をなくすため、乳幼児健診等において、定期的に関診やカウンセリング等を実施し、保健・医療・福祉連携のサービスが受給できるよう体制を整えています。第 5 期障害福祉計画は、第 4 期計画の実績に基づき、サービス量やサービス量確保の方策を策定しています。種別区分により算定されるものではないことから、状況数値は掲載していません。 また、情報入手については、障がい者サービスガイドブックを作成し、障害者手帳交付時に配布しています。そのほか、市ホームページにも掲載し周知に努めています。	無
3	【P22】 (1) 平成 32 年度末の目標値	「⑤障がい児支援の提供体制の整備等」で児童発達支援センターの設置に言及されている。民間機関でも障がい児通所事業の中で、児童発達支援サービスを行っており、民業圧迫にならないように進めることが必要でないか。	第 5 期計画に係る国の基本指針では、児童発達支援に加え保育所等訪問支援など、重層的な地域支援を行う中核的な施設となる、児童発達支援センターを圏域に少なくとも 1 ケ所設置することとしています。 現在は、広域での支援を利用しており、支援サービス提供は、民業とのネットワークや協働も不可欠であると	無

		「⑥ひきこもり施策の整備等」が盛り込まれている。居場所をはじめとした民間機関の活動もふまえて進めて欲しい。また、ひきこもり者を障がい者とみなす傾向があり、当事者の思いに寄り添った施策の整備を期待する。	考えています。 次に、ひきこもりについては、分野横断的な分析や専門的知識の活用が必要であり、今後、国や県の取り組みにも注視していきます。 障害者相談事業所との検討会を実施しており、今後はワーキンググループや専門会議の設立を計画し、地域での支援体制の確立を目標に進めていきます。	
4	【P42】 (1)計画の評価体制	評価体制はもちろん、推進体制を構築することも重要である。後者は、行政による「与える福祉」から利用者による福祉サービスの選択を尊重し、多様化する福祉ニーズに対応し、きめ細かいサービスを提供できるように構築して欲しい。 住民地域の役割、NPO、ボランティアの役割、企業の役割、行政の役割を具体的に記載し、各分野が了承しながら市民が幸せに生きる福祉社会の実現を目指す努力をして欲しい。	計画は、障害者総合支援法に基づき実施され、また、地域共生サービスや障がい児医療サービス等、多様化した時代に即したニーズに対応しています。 また、住民地域の役割やボランティアの役割、行政の役割等については、障がい者の福祉施策の推進方向を取りまとめた「第2次射水市障がい者基本計画」で、具体的に示しています。	無
5	【P43】 (2)成果目標と活動指標のまとめ	21ページの第3章の「2福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定」における項目と目標値の語句を合わせる。また、数値の整合性をとり、ダイヤグラムに追加することにより、市民により理解される。	ご意見のとおり、項目等の一部の並びを変更させ、理解しやすいものにします。	有